

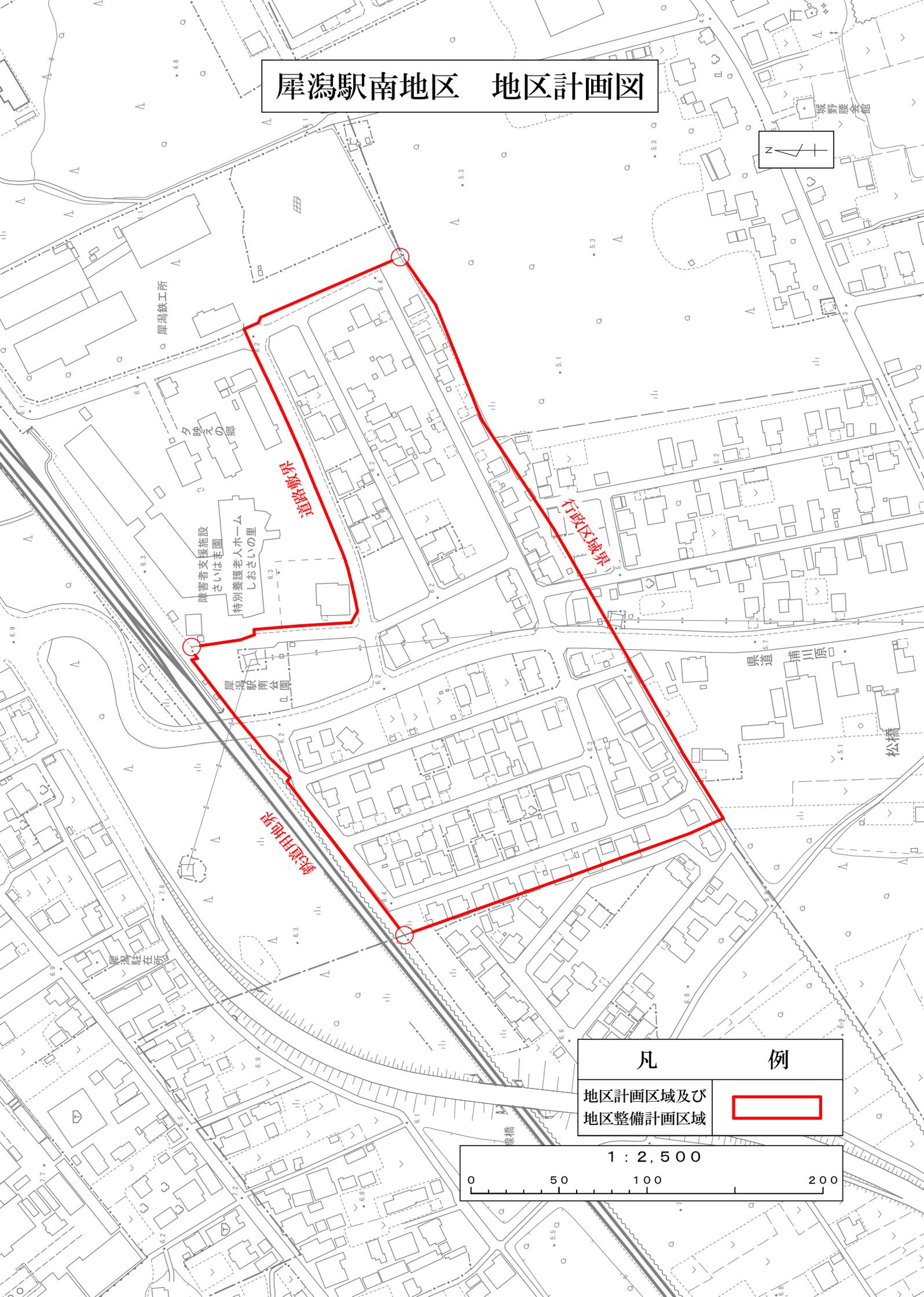
27. 犀潟駅南地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

名 称		犀潟駅南地区 地区計画	
位 置		上越市大潟区犀潟	
面 積		約 5.7 ha	
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR 犀潟駅の南約 400m に位置し、地区中央には県道浦川原犀潟停車場線が通っている。</p> <p>また、本地区は土地区画整理事業により都市基盤を整備し、今後良好な住宅地の形成が見込まれている。</p> <p>このため、地区計画を策定し、建築物等の適正な規制及び誘導を積極的に行うことにより、良好な居住環境の形成及び保持することを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>地区全体を住居の環境を守るための地域とし、住宅を主体とした建築物の立地誘導を図る。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境の形成を図るため、建築物の用途、壁面の位置及び垣又は柵の構造について、適切な制限を設ける。</p>	
地区整備計画	面 積		約 5.7 ha (準工業地域)
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>建築基準法、別表第二 (ほ) 項に掲げるもの</p>
		壁面の位置の制限	<p>建築物 (独立した建築物で物置又は車庫に類する用途に供し、軒の高さが 3.0m 以下のものは除く。) の外壁面又はこれに代わる柱の外表面から道路境界線までの距離は 1.0m 以上とする。</p>
		垣又は柵の構造の制限	<p>道路及び隣地境界に面する垣又は柵 (高さ 1.2m 以下で透視可能なフェンスは除く。) は、生垣とする。</p> <p>フェンスの基礎及び土留めの天端の最高限度は、道路中心高から 50 cm とする。</p> <p>ただし、高圧送電線の鉄塔を囲むフェンス等、保安対策上やむを得ないものについては、この限りでない。</p>

地区計画の区域は、計画図表示のとおり

犀潟駅南地区 地区計画図



凡 例	
地区計画区域及び地区整備計画区域	

